

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査のうちの花き調査（以下「本調査」という。）として実施したものであり、花きの作付（収穫）面積及び出荷量の現状とその動向を調査して、生産対策、需給対策、流通対策等に関する資料を作成することを目的としている。

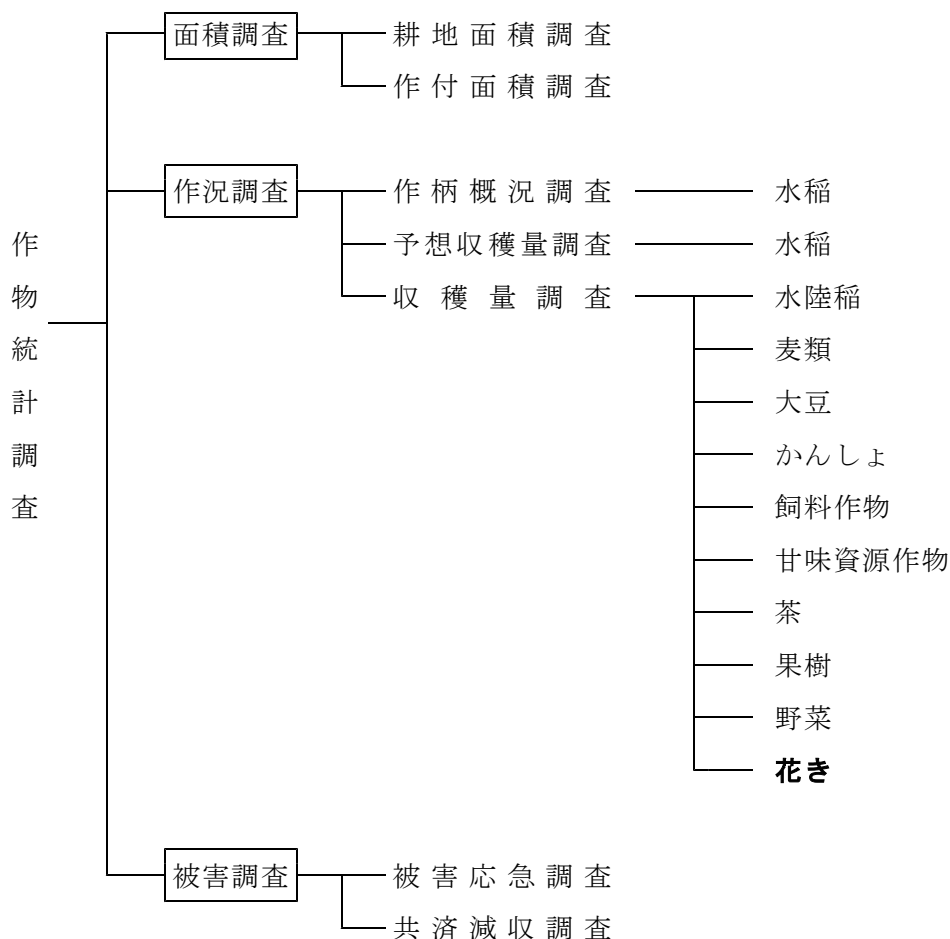
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(4) 調査の体系



(5) 調査の範囲

本調査は3年周期で全国調査を実施しており、平成22年産については全国の都道府県を対象に調査を実施した。

(6) 調査対象

調査品目の集出荷を行っている集出荷団体、集出荷業者及び個人出荷農家等とした。

(7) 調査対象者

ア 集出荷団体及び集出荷業者

平成18年度青果物・花き集出荷機構調査における花きの年間出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体及び集出荷業者を調査対象者とした。

イ 個人出荷農家等

2005年農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から花き・花木の販売金額が2,000万円以上の個人出荷農家等（売上げ1位の出荷先が「農協」又は「農協以外の集出荷団体」である経営体及び花木の作付面積が花き類の作付面積より大きい経営体を除く。）を調査対象者とした。

(8) 調査対象者数

	集出荷団体等			個人出荷農家等		
	団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	経営体数 ④	有効回収数 ⑤	有効回収率 ⑥=⑤/④
花き	616 団体	557 団体	90 %	2,234 経営体	1,588 経営体	71 %

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において作付けがなかった経営体等を除いた数である。

(9) 調査期日

当該年産の収穫・出荷の終了した平成23年2月末日に実施した。

(10) 調査品目（4類計及び19品目）

類	品目
切り花類	切り花類計、輪ぎく、スプレイぎく、小ぎく、カーネーション、ばら、宿根かすみそう、洋ラン類、スターチス、ガーベラ、トルコギキョウ、ゆり、アルストロメリア、切り葉、切り枝
球根類	球根類計
鉢もの類	鉢もの類計、シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類
花壇用苗もの類	花壇用苗もの類計、パンジー

(11) 調査事項

作付（収穫）面積及び出荷量

(12) 調査方法

集出荷団体、集出荷業者、個人出荷農家等に対する往復郵送調査により行った。

なお、作付面積の増減動向、被害の発生状況等の確認について、必要に応じて都道府県等の行政機関、花き試験場、花き市場、花き関係協会等の関係機関からの情報収集を行った。

(13) 推計方法

各都道府県計値は、本年産の調査対象者の結果と前年産又は前回の全国調査年（平成19年産）における都道府県計値に占める調査対象者の割合を基に、以下の式によって推計した値を、必要に応じて情報収集等の結果により補完した。

$$\text{22年産都道府県計値} = \frac{\text{21年産(19年産)都道府県計値}}{\text{21年産(19年産)調査対象者の合計}} \times \text{22年産調査対象者の合計}$$

全国値は、各都道府県計値を合計したものである。

なお、前年産の全国値は、主産県を対象に実施した調査の結果を基に、前回の全国調査年（平成19年産）の結果から推計したものである。

(14) 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

2 用語の説明

(1) 年産区分

年産区分は暦年（1～12月）とした。

(2) 作付面積

販売を目的として、花き栽培のために利用することを目的に作付けした面積をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培していたもの及び公園などで観賞用に植え付けられていたものの面積は除いた。

(3) 収穫面積

球根類及び鉢もの類については、作付面積のうち、収穫・出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積は除いた。

(4) 出荷量

収穫された花きのうち販売に供されたものの量をいい、育成中の球根及び苗類は含まない。

(5) 集出荷団体

生産者から花きの販売の委託を受けて花きを出荷した総合農協、専門農協又は有志で組織した任意組合をいう。

ア 総合農協

農業協同組合法で定められた農業協同組合のうち、一般に組合の行った事業が信用事業とその他の事業（共済、購買、販売、営農等）を兼営した単協をいう。

イ 専門農協

農業協同組合法で定められた農業協同組合のうち、一般に組合の行った事業が特定作目を対象とし、あるいは1事業に限定されていた農協をいう。

ウ 農事組合法人

農業協同組合法で定められた農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ったもので農業生産は行わない法人（いわゆる1号法人）をいう。

エ 任意組合

個別生産者によって組織された花きの出荷を行った(5)のア～ウ、(6)及び(7)以外の団体（法人、非法人は問わない。）をいう。

なお、任意組合のうち、名目的な集出荷団体もここに含めた。

(6) 集出荷業者

産地で生産者などから花きを集めて出荷した産地仲買人、産地問屋等をいい、産地集荷市場に上場されたものを買い取って再び他市場に出荷することを主とした業者も含めた。

(7) 個人出荷農家等

個人出荷農家、協業経営体及び会社をいう。

ア 個人出荷農家

直接卸売市場等へ花きを出荷した農家をいう。

なお、ここでいう農家には、家族経営が法人形態（会社等）となっていた1戸1法人の農家を含めた。

イ 協業経営体

法人格の有無にかかわらず、2戸以上の世帯が農業経営に関係し、栽培、販売、収支、決算及び利益の配分までを一貫して共同で行ったものをいい、農地法（昭和27年法律第229号（以下同じ。））上の手続きを経て農地を取得していた農事組合法人及び会社組織を含める。

なお、ここでいう農事組合法人は、農業協同組合法で定められた農業経営を行った法人（いわゆる2号法人）並びに農業経営とこれに附帯する施設の設置又は農作業の共同化を併せて行ったものをいう。

ウ 会社

農地法上の適用を受けていない土地（既存の工業用地等）で農業経営を営んでいた会社組織をいう。

3 利用上の注意

(1) 全国農業地域の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域等の区分とその範囲は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

イ 地方農政局

地方農政局	所 属 都 道 府 県 名
東北農政局	アの東北の所属都道府県名と同じ。
北陸農政局	アの北陸の所属都道府県名と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属都道府県名と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県名と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(2) 統計数値の四捨五入について

本書に掲載した作付（収穫）面積及び出荷量の統計数値は、各表示単位（a、千本、千球、千鉢）に基づき、以下の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		7桁以上 (100万以上)	6桁 (10万)	5桁 (万)	4桁 (1,000)	3桁以下 (100以下)
四捨五入する桁数（下から）		3桁	2桁		1桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した後（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

(3) 表中記号について

本書に掲載の統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「-」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「nc」：計算不能

(4) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) 問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班
電話 03-3502-8111 内線 3680
03-6744-2044 (直通)